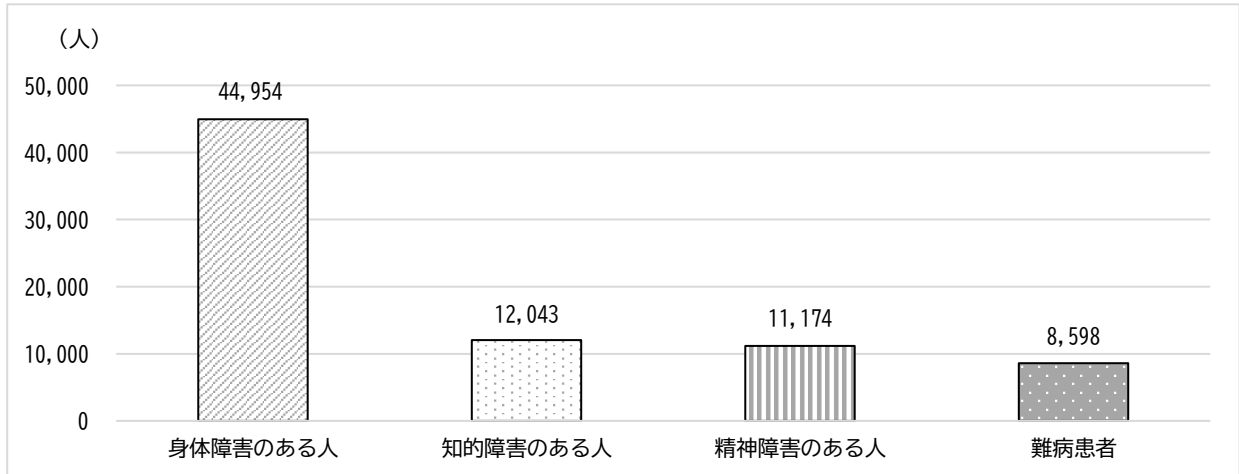


第5章 障害者支援

第1節 市内における障害者の状況

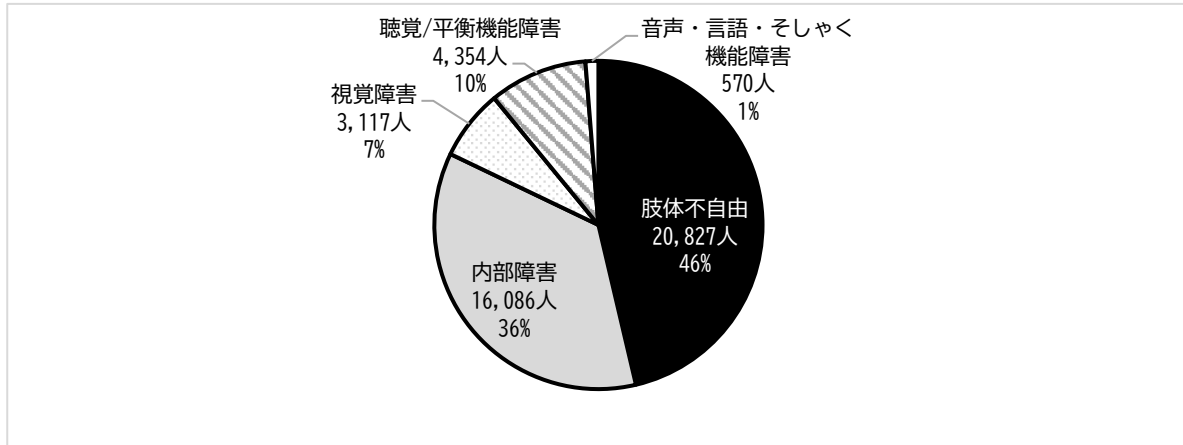
◆市内の障害のある人の状況（令和4（2022）年度）



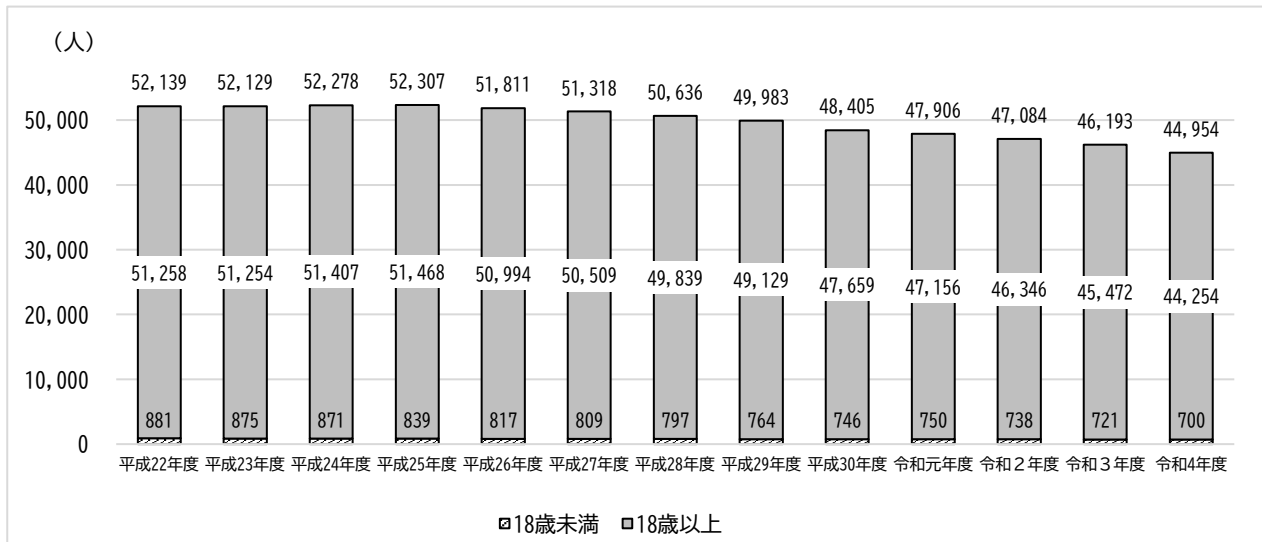
※身体障害のある人、知的障害のある人、精神障害のある人の数は障害者手帳所持者数
 難病患者は特定医療費（指定難病）受給者証所持者数

身体障害のある人	①視覚障害 ②聴覚または平衡機能の障害 ③音声機能、言語機能またはそしゃく機能の障害 ④肢体不自由 ⑤心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこうまたは直腸、小腸、免疫、肝臓機能障害のある人で、身体障害者手帳の交付を受けた人 （障害の程度により、1級から6級に認定されます。）
知的障害のある人	・知的機能の障害が発達期（おおむね18歳まで）にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別の援助を必要とする状態にある人 ・知能指数がおおむね35以下（身体障害者手帳1～3級と重複している人は50以下）と判定された、日常生活において常時介護を必要とする知的障害のある人（重度：A）や、知能指数がおおむね75以下と判定された知的障害のある人（中度、軽度：B）は、療育手帳の交付を受けます。
精神障害のある人	①統合失調症 ②うつ病、そううつ病などの気分障害 ③てんかん ④薬物依存症 ⑤高次脳機能障害 ⑥発達障害（自閉症、学習障害、注意欠陥多動性障害等） ⑦そのほかの精神疾患（ストレス関連障害等）のような何らかの精神障害（てんかん、発達障害などを含みます）により、長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある人で、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた人 （精神障害者保健福祉手帳では、精神障害の程度により1級～3級に認定されます。）
患者 難病	・国が指定する難病（※）にかかっていると認められる人で、特定医療費（指定難病）受給者証の交付を受けている人 ※指定難病：338疾病

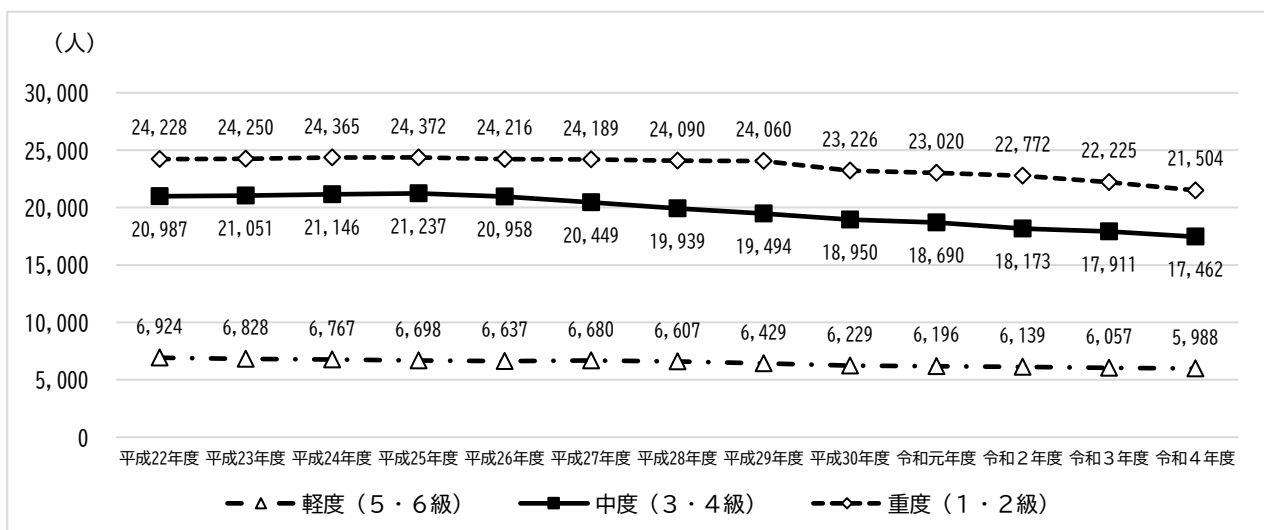
◆身体障害者手帳の交付内訳（令和4（2022）年度）



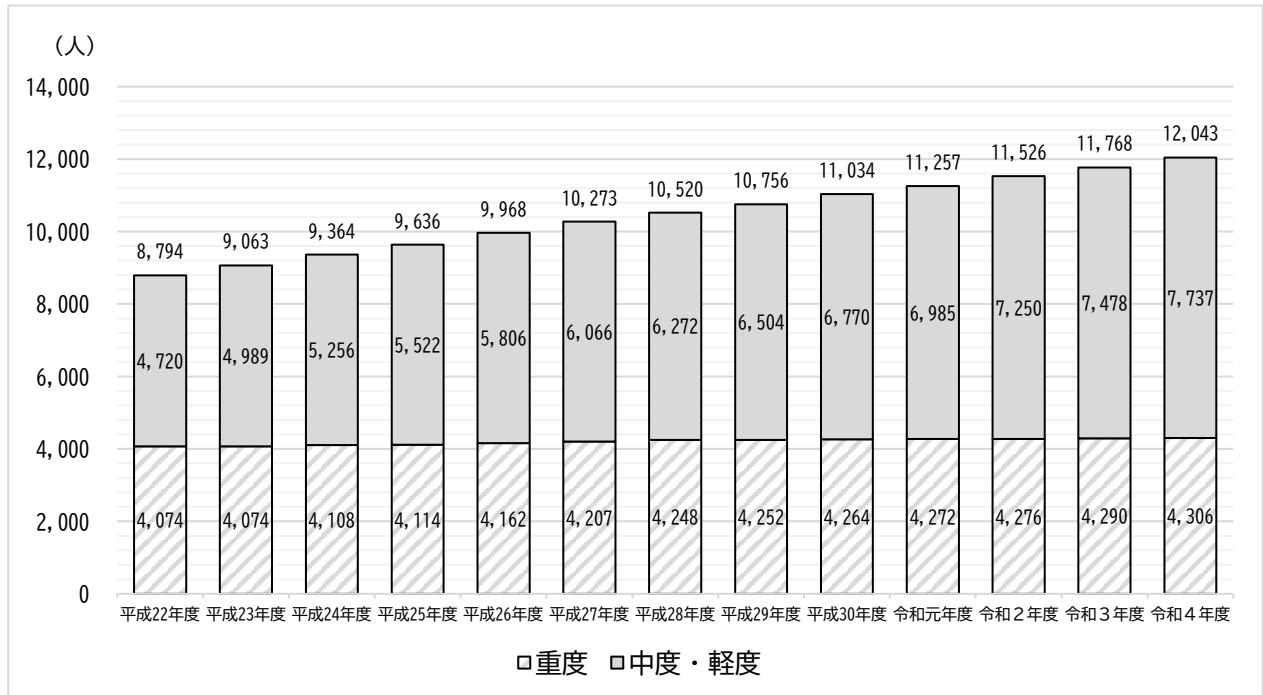
◆身体障害者手帳の交付状況



◆身体障害者手帳の障害程度別交付状況



◆知的障害のある人への療育手帳の等級別交付状況



◆精神障害者保健福祉手帳交付者の推移

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1級	596人	604人	609人
2級	6,294人	6,714人	7,123人
3級	2,974人	3,183人	3,442人
合計	9,864人	10,501人	11,174人

◆精神障害のある人の入院及び通院患者の推移

		令和2年度	令和3年度	令和4年度
入院患者	措置入院	6人	6人	10人
	医療保護入院	1,144人	1,123人	1,072人
	任意入院	2,282人	2,235人	2,211人
	その他	4人	4人	6人
	小計	3,436人	3,368人	3,299人
公費による通院		15,278人	18,633人	19,211人
総計		18,711人	22,001人	22,510人

◆特定医療費（指定難病）受給者の推移

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
難病患者	8,454人	8,326人	8,598人

※各年度末の数字

第2節 北九州市障害者支援計画

1 計画の概要

(1) 計画の位置づけ

- ・「障害者基本法」(第11条)に規定された「市町村障害者計画」と「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(以下、「障害者総合支援法」という。)(第88条)に規定された「市町村障害福祉計画」、「児童福祉法」(第33条)に規定された「市町村障害児福祉計画」を包含した計画として策定。
- ・「元気発進!北九州プラン(北九州市基本構想・基本計画)」の障害福祉分野の計画として策定。
- ・これまで取り組んできた「北九州市障害者支援計画(平成24年度~29年度)」の理念を引き継ぎ、その成果や課題等を踏まえ、北九州市らしい障害福祉施策をさらに進めるための計画として策定。

(2) 計画期間

平成30(2018)年度から令和5(2023)年度までの6年間

(3) 計画の基本理念

この計画では、「障害の有無にかかわらず、すべての市民が、互いの人格や個性を尊重し合いながら、安心していきいきと暮らすことのできる共生のまちづくり」を基本理念に掲げ、障害があっても一人の市民として、自分らしく生活できる地域社会の実現を目指します。

(4) すべての施策に共通する横断的視点

- ・当事者本位の総合的な支援(生涯を通じた切れ目のない支援)
- ・障害特性等に配慮したきめ細かい支援(一人ひとりに応じた個別的な支援)
- ・計画的かつ実効性のある取り組みの推進

(5) 計画の基本目標

① 安心して暮らすための支援体制の整備

障害のある人の日々の暮らしを支えるために、必要なサービスを適切に提供する仕組みと利用しやすい相談体制の充実を図るとともに、地域全体で生活を支える体制づくりに取り組みます。これにより、障害のある人が自らの決定に基づいて、身近な地域で生涯を通じて安心して暮らすことのできる社会を目指します。

② 豊かな社会生活と自立の支援

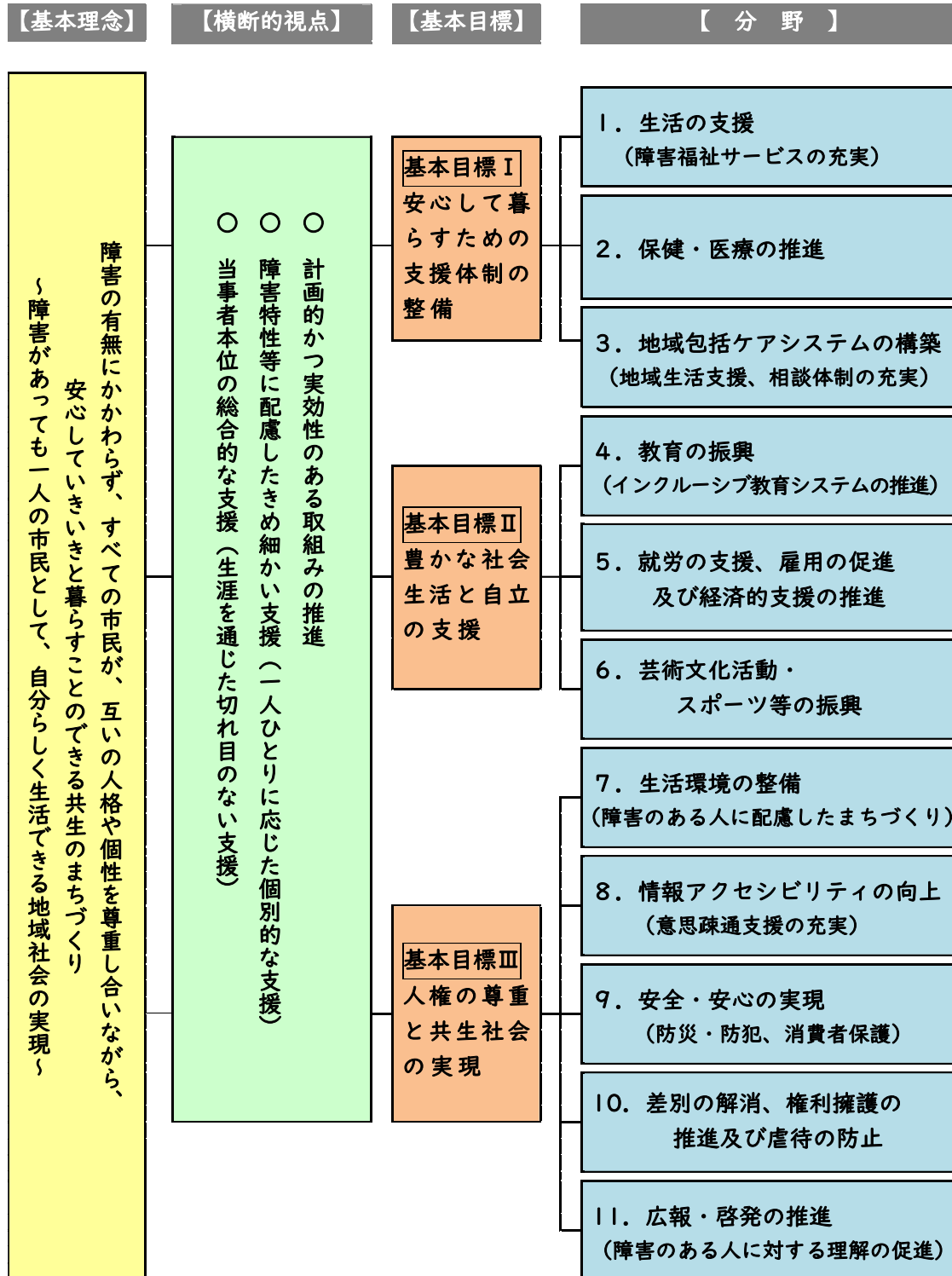
障害のある人の自立や社会参加を推進するために、障害の特性を踏まえた教育や適性に応じてその能力を発揮できる就労、芸術・文化・スポーツ等に親しむことができる社会環境の整備に取り組みます。これにより、障害のある人が社会を構成する一員として、自分らしくいきいきと暮らすことのできる社会を目指します。

③ 人権の尊重と共生社会の実現

障害のある人の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的な障壁を取り除くために、障害に配慮したまちづくりや情報提供の充実に取り組むとともに、市民が障害や障害のある人について正しく理解できるよう広報や啓発に努めます。これにより、障害のある人と障害のない人が、相互に人格と個性を尊重し合いながら共に暮らすことのできる社会を目指します。

(6) 計画の体系

この計画は前述の基本理念と3つの「横断的視点」と3つの「基本目標」に基づき、各種施策に取り組むこととしています。



第3節 相談・支援体制

1 行政、民間の連携による相談体制の確立

(1) 各区役所高齢者・障害者相談コーナー 【各区保健福祉課】

障害者手帳の交付をはじめとする、各種障害福祉制度の利用相談の窓口です。障害のある人の生活上の相談や保健の指導については、各区高齢者・障害者相談コーナーが担当しています。各専門機関と連絡を取って各種福祉制度の窓口となっています。

(2) 精神保健福祉相談 【精神保健・地域移行推進課、精神保健福祉センター】

区役所高齢者・障害者相談コーナーでは、精神障害のある人やその家族、市民を対象に、精神保健福祉に関する相談に応じ、個々のケースに応じた助言や指導を行っています。

精神保健福祉相談員である保健師等が面接・電話・訪問による相談・指導を行うほか、必要に応じて精神保健福祉センターと連携し、精神科医などによる、より専門的な支援を行います。

また、定例相談として、専門の医師（精神科医）や専門の相談員（酒害相談員）による相談を実施しています。（予約制）

そのほか、講演会や家族教室の開催など、精神保健福祉に関する啓発なども行っています。

【精神保健福祉相談員】

精神保健及び精神障害のある人の福祉に関する相談に応じたり、並びに精神障害のある人及びその家族等を訪問して必要な指導を行ったりする職員として、区役所高齢者・障害者相談コーナーに配置しています。

◆精神保健福祉相談件数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
相談	3,172件	3,866件	5,303件
訪問	939件	892件	739件
電話	7,611件	8,879件	8,723件

(3) 障害者基幹相談支援センター 【障害者支援課】

障害のある人やその家族から様々な相談を受ける総合相談窓口であり、訪問支援（アウトリーチ）を含む相談支援を行い、障害のある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるように支援しています。また、障害のある人の虐待防止センターの業務も行っています。

【活動内容】

- ・区役所高齢者・障害者相談コーナーとの連携
- ・各種サービス利用者や家族からの相談対応
- ・障害者虐待に関する相談・通報の受付

【所在地】戸畑区汐井町1-6 ウェルトばた6階

◆障害者基幹相談支援センターの利用状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
相談件数	20,876件	15,847件	15,563件

(4) 障害福祉センター 【地域リハビリテーション推進課】

身体障害者福祉法における「身体障害者更生相談所」、知的障害者福祉法における「知的障害者更生相談所」としての相談・判定業務や地域リハビリテーション連携推進事業等を行っています。

【所在地】小倉北区馬借一丁目7-1(総合保健福祉センター3階)

① 身体障害者更生相談所業務

各区役所からの依頼に応じて、身体障害者手帳の交付に必要な診断書・意見書の医学的判定を行うほか、補装具や自立支援医療（更生医療）の要否の判定を行います。

また、肢体不自由の重度身体障害のある人への在宅訪問や各区巡回による補装具交付に関する要否判定や、重度障害のある人等に対するコミュニケーション支援を行っています。

◆実施状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
身体障害者手帳の等級判定	3,207件	4,639件	3,897件
補装具費支給に関する判定	1,701件	1,935件	1,751件
自立支援医療（更生医療）要否判定	491件	536件	512件
重度障害者等コミュニケーション支援 個別訪問件数	19件	22件	20件

② 知的障害者更生相談所業務

18歳以上の知的な障害のある人が、様々な制度を利用するのに必要な療育手帳交付のための心理判定を行っています。

◆実施状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
療育手帳交付のための判定	293件	645件	572件

③ 機能回復訓練事業

言語や聴覚に障害のある人の相談・支援や、中途視覚障害者の緊急生活訓練等を行っています。

◆実施状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
言語訓練利用者数（延べ人数）	472人	766人	812人
中途視覚障害者緊急生活訓練			
訓練士派遣回数	812回	882回	1,018回
集団訓練参加者数	397人	446人	576人

④ 地域リハビリテーション連携推進事業

保健・医療・介護・福祉が密接に連携した地域リハビリテーションの推進を図るため、医療・介護関係者の人材育成研修やネットワークづくり、リハビリテーションに関する情報提供などを行っています。

◆実施状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
開催回数	5回	7回	15回
参加者数	920人	970人	1,097人

⑤ 障害支援区分認定審査

障害福祉サービスの支給決定にかかる障害支援区分（障害のある人等の障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すもの）の認定調査から認定審査会による二次判定までを行っています。

◆実施状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
訓練等給付申請に係る調査	478件	632件	618件
介護給付費審査判定	2,420件	3,008件	2,822件

(5) 介護実習・普及センター（福祉用具プラザ北九州） 【地域リハビリテーション推進課】

適切な福祉用具の選定や介護知識・技術に関する相談に応じます。

【所在地】小倉北区馬借一丁目7-1（総合保健福祉センター1階）

【業務内容】

- ・福祉用具や介護技術に関する専門相談支援
- ・福祉用具の展示
- ・福祉用具・介護に関する情報収集・提供及び講座の開催
- ・関係機関に対する専門的技術支援

◆介護実習・普及センター（福祉用具プラザ北九州）の利用状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
来館者数	9,904人	7,782人	11,234人
専門相談件数	2,528件	2,151件	2,537件
訪問件数	184件	264件	224件
講座・研修会開催回数	64回	69回	92回

(6) 精神保健福祉センター 【精神保健福祉センター】

精神保健福祉法に基づいて設置され、精神保健及び精神障害者福祉に関する普及啓発、教育研修、技術支援等の業務を行っています。

【所在地】小倉北区馬借一丁目7-1（総合保健福祉センター5階）

【業務内容】

- ・市民のこころの健康の保持と増進及び関係者の資質向上を図ることを目的に、講演会や研修会を開催します。
- ・関係機関や施設及びセルフヘルプ（自助）グループ等を技術的に援助することを通じて、当事者の社会参加（就労を含めた）等を支援します。
- ・精神保健福祉の向上のため、各種事業（薬物・ギャンブル等依存症対策、ひきこもり対策、普及

啓発、自殺対策、災害時等のこころのケア対策等)を企画・実施しています。

- ・精神医療審査会の事務及び精神障害者保健福祉手帳・自立支援医療(精神通院医療)交付決定を行っています。
- ・技術支援として各区精神保健福祉業務のバックアップ等を行っています。
- ・特定相談として、アルコール・薬物・ギャンブル等依存症やこころのケアに関する支援を行っています。

◆精神保健福祉センターの利用状況

		令和2年度	令和3年度	令和4年度
相談件数		4,388件	4,738件	4,703件
出前講演	開催回数	18回	27回	36回
	延参加者数	866人	1,255人	1,672人

(7) ひきこもり地域支援センター「すてっぴ」 【精神保健福祉センター】

ひきこもりの問題を抱えた当事者や家族を支援するための、相談支援の場、居場所の提供、ひきこもりに関する情報発信の拠点、関係機関の連携の拠点として運営しています。

【主な活動内容】

- ・ひきこもり相談：電話相談、来所相談、訪問相談とニーズに合わせて対応しています。(要予約)
- ・フリースペース：ひきこもり当事者、家族の方、支援者、地域の人々の交流の場として開催

【所在地】戸畑区汐井町1-6 ウェルトとばた2階

【対象】ひきこもりの方(概ね18歳以上)

◆「すてっぴ」の利用状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
相談件数	2,517件	2,065件	1,859件

(8) 発達障害者支援センター 【精神保健・地域移行推進課】

自閉スペクトラム症などの発達障害について、本人や家族、関係機関、施設等からの相談に応じ、情報提供や必要な助言、関係機関との連携・調整を行う相談支援機関です。あわせて、発達障害についての啓発や専門研修などを行っています。

- ① 北九州市発達障害者支援センター「つばさ」(小倉南区春ヶ丘10-2)
- ② 北九州市発達障害者支援センター「つばさ」西部分所(若松区大字小敷556-8 小池学園内)

◆発達障害者支援センターの利用状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
相談支援の実人数	763人	787人	776人
研修会の実施回数	28回	23回	31回

(9) 難病相談支援センター 【難病相談支援センター】

難病法に基づき、難病の患者の療養生活の質の維持向上を支援するために、患者・家族等の相談や医療費助成に関する業務を行っています。

【所在地】小倉北区馬借一丁目7-1(総合保健福祉センター6階)

【業務内容】

① 難病医療費の助成

国が指定する難病（指定難病）の患者で、①症状の程度が一定以上の方、もしくは②高額な医療を継続することが必要な方に対して、指定難病及び当該指定難病に付随して発現する疾病の治療にかかる医療費（保険診療による自己負担分）の一部を助成します。

患者の自己負担額は、医療費の2割（医療保険の自己負担割合が1割の方は1割です。）か世帯の所得に応じた負担上限月額のうちいずれか低い方となります。

② 難病の相談

難病の患者・家族の療養生活上の相談や患者・家族の支援者からの相談などに保健師が応じます。

◆難病相談支援センターの利用状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
相談件数	1,079件	1,366件	1,609件

(10) 身体障害者相談員・知的障害者相談員 【障害者支援課】

身体障害や知的障害のある人の福祉に熱意のある民間の協力者が相談員になり、障害のある人又はその家族からの相談に応じ、区役所などの関係機関との連絡にあたります。

◆相談員数（令和5（2023）年4月1日現在）

身体障害者相談員数：23人

知的障害者相談員数：17人

◆利用状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
相談件数	114件	89件	91件

(11) 医療的ケア児等コーディネーター事業 【障害者支援課】

北九州市総合療育センター（地域支援室）において、コーディネーター1名を配置し、医療的ケアが必要な在宅の子どもの子育てや制度、支援等に関する相談対応を実施しています。

【所在地】小倉南区春ヶ丘10-4

【対象】医療的ケアが必要な在宅の子どもとその家族

◆実施状況

	令和3年度	令和4年度
相談件数	14件	23件

(12) 障害者居住サポート等事業 【障害者支援課】

家賃などの支払い能力があり、支援があれば地域で単身生活が可能で障害のある人で（障害種別を問わない）、保証人がいないなどの理由により一般賃貸住宅を借りることが困難な人に、家を探すなどの入居支援や入居後地域で生活するための相談支援を行います。

【所在地】戸畑区汐井町1-6 ウェルとばた6階（障害者基幹相談支援センター）

◆実施状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
相談件数	1,344件	1,218件	1,351件

(13) 障害者差別解消相談コーナー 【障害福祉企画課】

障害を理由とする差別に関する相談や、障害のある人への合理的配慮などの相談を受け付け、解決に向けての支援を行います。

【所在地】小倉北区城内1番1号（北九州市役所8階）

◆利用状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
相談件数	54件	57件	40件

(14) 情報提供 【障害福祉企画課】

① 障害福祉ガイド

障害のある人やその家族が利用できる制度や障害福祉施策の周知を目的とした「障害福祉ガイド」を作成し、各区役所及び各出張所等で配布しています。

<ホームページ><https://www.city.kitakyushu.lg.jp/ho-huku/17600232.html>

② 障害福祉情報センター

障害福祉情報センターでは、障害のある人や福祉関係者などが、必要なときに障害福祉関係の情報を手に入れることができる機関として、情報の収集・提供を行っています。

【所在地】戸畑区汐井町1-6 ウェルとばた6階

<ホームページ><https://www.ksjc.jp/>

2 北九州市障害者自立支援協議会 【精神保健・地域移行推進課】

障害があっても安心して自立できる地域社会の実現を目指し、「情報の共有」「具体的な協働」「関係者によるネットワーク」に関する協議の場として、北九州市障害者自立支援協議会を設置しています。

北九州市障害者自立支援協議会は、主に「総会」および「相談支援部会」「地域ネットワーク部会」「権利擁護部会」の3つの部会で構成されています。

第4節 早期発見・療育体制の整備

1 医療機関・障害児施設等の連携による支援

(1) 総合療育センター 【障害者支援課】

障害のある子どもの療育と医療の中核施設である総合療育センターは、外来診療や入院診療を実施する「医療機関」であるとともに、障害のある子どもの早期支援、障害の程度に応じた療育訓練、外来やアウトリーチによる相談支援を実施する「福祉施設」としての機能も有しています。

昭和 53(1978)年に開設されましたが、発達障害や加齢に伴う疾患などの多様化するニーズや利用者の増加に対応するため、機能強化と施設の拡大を図り、平成 30(2018)年 11 月にリニューアルオープンしました。

【所在地】小倉南区春ヶ丘 10-4 (TEL: 922-5596)

【施設の種類】(令和 5(2023)年 4 月 1 日現在)

- 外来：小児科、内科、整形外科、リハビリテーション科、眼科、精神科、児童精神科、耳鼻咽喉科、泌尿器科、歯科、小児歯科、矯正歯科、婦人科
- 入院入所 足立園【定員：99人】：障害児入所支援（医療型障害児入所施設：重症心身障害）、障害福祉サービス（療養介護）
- 通所 にこにこ通園【定員：40人】：障害児通所支援（児童発達支援センター）
ナイスデイ【定員：15人】：障害福祉サービス（生活介護）

(2) 総合療育センター西部分所 【障害者支援課】

総合療育センターの支所で、市内西部地区の方の利便性を高めるために平成 28(2016)年 4 月に開設した施設です。

【所在地】八幡西区若葉一丁目 8-1 (TEL: 632-3600)

【施設の種類】

- 外来 児科、内科、整形外科、リハビリテーション課、歯科、小児歯科
- 通所 きらきら通園【定員 40 人】：障害者通所支援（児童発達支援センター）

(3) 障害児等療育支援事業 【障害者支援課】

在宅の障害のある人の地域における生活を支援するため、療育に関する相談や指導に応じるなど、各種事業を行っています。

◆実施状況

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
相談・指導件数	9,203件	9,862件	8,866件

(4) おもちゃライブラリー等 【障害者支援課】

おもちゃを通じて障害のある子どもの身体的、精神的発達を促進するため、おもちゃや絵本の貸出、相談等を行っています。

① 北九州市おもちゃライブラリー

【所在地】小倉南区春ヶ丘 10-4 (総合療育センター内)

八幡西区黒崎三丁目 15-3 5 階 (西部障害者福祉会館内)

門司区谷町一丁目 8-8 (光の子学園内)

② おもちゃ図書館ピノキオ

【所在地】若松区浜町 1-10-25 (洞海工芸舎内)

◆利用状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用実績	342人	446人	761人

2 福祉・教育の連携による一貫した支援体制の整備 (特別支援教育相談センター)

〔教育委員会 特別支援教育相談センター〕

特別な支援の必要な幼児児童生徒や、その保護者、学校等への専門的な相談支援を行います。

【所在地】小倉南区春ヶ丘 10-2

① 巡回相談事業

学校を巡回し、特別な教育的支援を必要とする児童生徒の様子を踏まえて、適切な指導や必要な支援の在り方について教職員に指導・助言する。また、校内支援体制づくりや個別の指導計画等の作成についても助言します。

② 教育相談事業

通常の学級に在籍する児童生徒や保護者を対象に必要な教育的支援等の相談に応じる。状況に応じて、近隣の総合療育センター等との連携も図ります。

③ 就学相談事業

障害等のある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズや障害の状態等を総合的に把握し、そのもてる力を高めるために、適切な就学先を決定する相談を行います。

就学相談会では、保護者への面談や教育的・心理的及び医学的観点から、幼児児童生徒の障害の状態などを総合的に把握し、その結果を受け、保護者と相談しながら就学する学校を決定します。

④ 通級相談

通常の学級に在籍している言語・聴覚・視覚・情緒に軽度の障害のある児童生徒や LD・ADHD・自閉症あるいはその傾向が見られる児童生徒と保護者を対象に、通級による指導が適しているかを判断するための相談を行います。

⑤ 早期相談事業

年中・年長園児の就学に関する教育相談や巡回相談を行う。適切な学びの場を選択できるよう相談を進め、必要に応じて医療や福祉等の関係機関等との連携を図ります。

◆各事業の実施状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
巡回相談事業	81人	95人	115人
教育相談事業	584人	536人	548人
就学相談事業	1,130人	1,253人	1,453人
通級相談	259人	360人	514人
早期相談事業	152人	206人	223人

3 発達障害の支援体制の整備 [精神保健・地域移行推進課]

発達障害のある方が、自分らしさを大切にしながら安心して日常生活や社会生活を営むためには、乳幼児期から成人期までのライフステージを通じて切れ目のない支援を行うことが重要です。発達障害の特性は一人ひとり異なり、それぞれの特性を適切に捉え、理解することで、当事者の方が抱える生きづらさに寄り添い、得意なことを伸ばしたり苦手なことを改善したりする支援等を行うことができます。

本市では、発達障害のある方のライフステージに応じて一貫した支援を行っていくための適切な環境づくりを目指して取組みを進めています。

(1) 発達障害者支援地域協議会

発達障害のある方への切れ目のない支援を行うため、地域支援体制の構築に関することやライフステージを通じた支援に関する事などについて、学識経験者、医療、福祉、教育関係者、当事者団体で協議をしています。

令和4(2022)年度は、令和3(2021)年に設置した専門部会での議論の結果をもとに支援の課題等を協議しました。その結果を踏まえ、令和5(2023)年度に学識経験者や関係機関、当事者・家族で構成するワーキンググループを新たに設置し、発達障害者支援における効果的な情報共有やコーディネーター間の調整について、目指す姿を検討・整理しています。

(2) 発達障害児早期支援システム研究事業・健診研究会

本市では、医療・教育・福祉の多職種で連携し、発達障害児の早期支援や支援のあり方を研究するため、令和元(2019)年度から「発達障害児早期支援システム研究事業」をスタートさせ、『MSPA(エムスパ。当事者、家族、支援者間での発達特性の共通理解を促し、支援に生かすため、発達特性を視覚的に理解できるように工夫されたツール)』を活用した早期支援を試行しました。その後、健診のシステム構築に関する調査研究にも着手し、就学前のどのタイミングで、どのようなアプローチを行うのか協議を重ねました。

令和4(2022)年度は、市内の保育所(園)3施設において、既存の園医健診を活用した健診システムのモデル実施を行いました。具体的には、まず、年中児を対象として、その保護者や保育者へ『SDQ(子どもの強さや困難さを把握するためのアンケート)』を実施しました。アンケートを踏まえ、個別検診ではなく、チーム(小児科医、発達障害者支援センターつばさ、特別支援教育相談センターの職員で構成)で対応する「子育て相談会」を実施し、チーム全員で対応方針を検討し、保護者や幼稚園職員へ説明を行いました。また、MSPAを行うかどうかは対応方針で決定し、必ずしも全員行うことはしないことにしました。この結果を踏まえて幼稚園には、今後の就学を見据え、特別支援教育相談センターの巡回相談の活用を案内、また個別に相談があれば、発達障害者支援センターの対応も可能としました。

※本事業は令和4(2022)年度で終了しました。

(3) 世界自閉症啓発デーに伴う啓発活動

多くの方に発達障害を理解してもらうための取組みとして、4月2日の世界自閉症啓発デーの啓発期間中(毎年4月2日~4月8日)に、小倉城や門司港駅舎等の施設をブルーにライトアップしています。

令和4(2022)年度は、これに加えて、市内の図書館や北九州市立福祉会館(ウェルとばた)、北九

州市障害者スポーツセンター「アレアス」に、専用の展示・啓発コーナーを設置し、関連図書の紹介、発達障害の特性や対応に関するパネル展示を行うなど、発達障害をより身近に感じられるように取り組みました。

(4) 個別支援に関する取組み

発達障害のある方やその家族の地域生活を支えるため、北九州市発達障害者支援センターつばさによる相談支援や発達支援、発達障害のある子どもの子育て経験者であるペアレントメンターが、子どもの発達障害に悩む親から相談を受ける「発達障害に関する相談カフェ」など、個別の支援にも取り組んでいます。

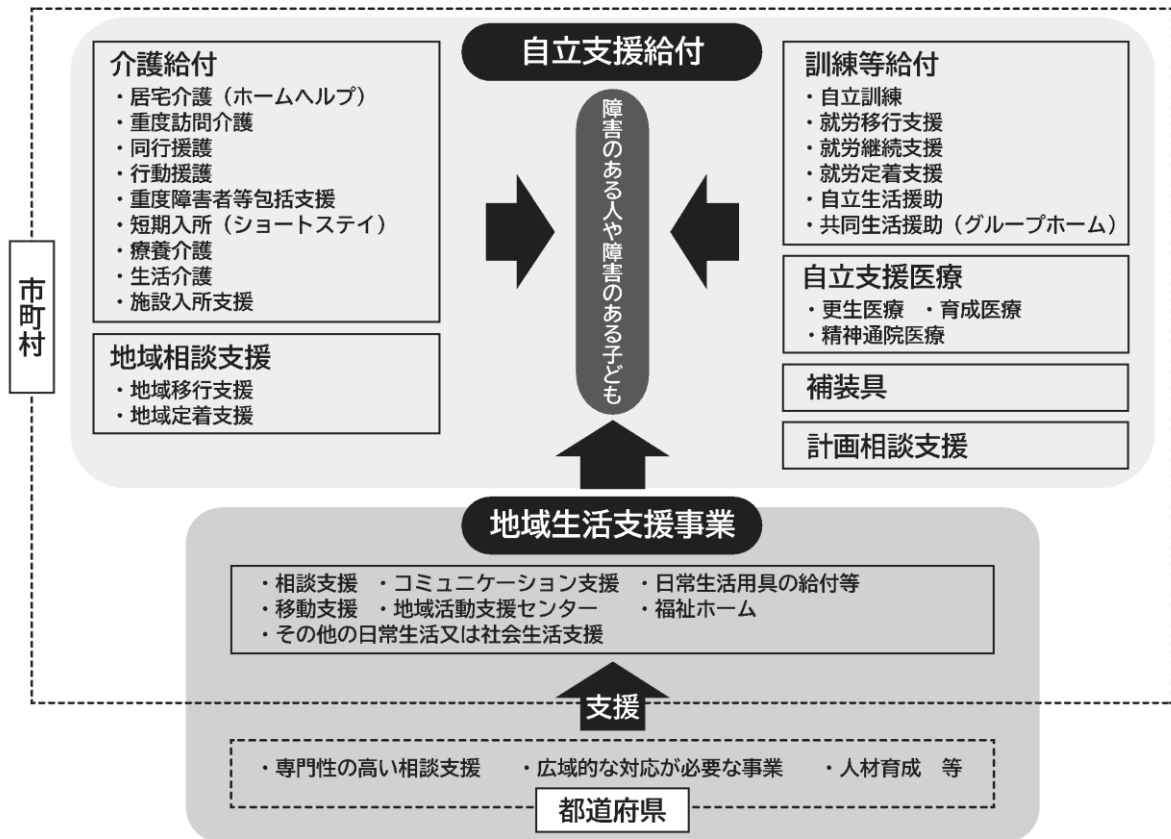
◆実施状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
相談カフェ開催回数	4回	6回	10回

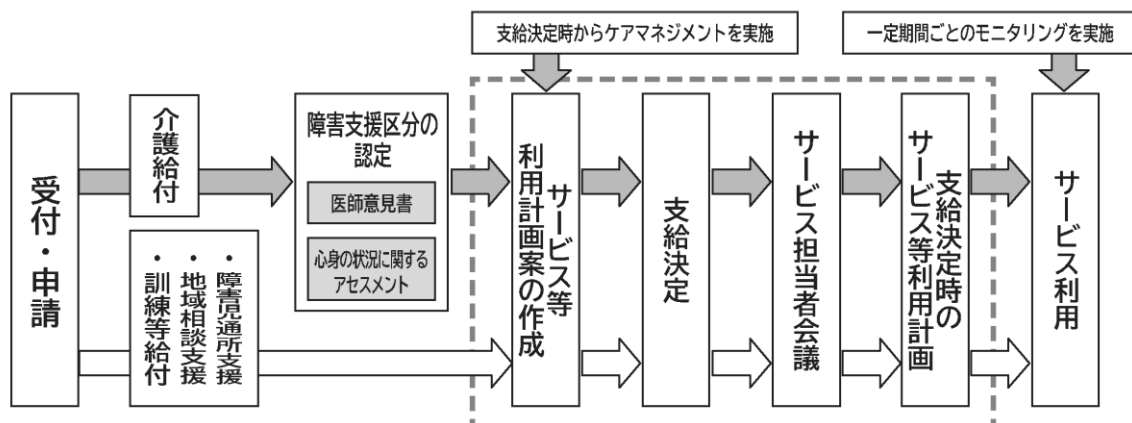
第5節

障害者総合支援法・児童福祉法に基づく支援 [障害者支援課]

障害者総合支援法による、総合的な自立支援システムの全体像は、個々の障害のある人々の支援の必要の度合や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）を踏まえ、個別に支給決定が行われる「障害福祉サービス」と、市町村の創意工夫により、利用者の方々の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大別されます。また、障害福祉サービスは、介護の支援を受ける場合には「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合は「訓練等給付」に位置づけられています。



サービス利用の流れ（障害福祉サービス、地域相談支援、障害児通所支援）



※ サービス等利用計画は、障害のある子どもの場合は障害児支援利用計画となります。

1 計画相談支援

障害のある人の自立した生活を支え、障害のある人が抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援することを目的に、支給要否決定を行うにあたって計画相談支援及び障害児相談支援を実施します。

障害福祉サービス、地域相談支援、障害児通所支援の利用にあたっては、サービス等利用計画、障害児支援利用計画（市が指定する相談支援事業者と契約・作成、利用者負担なし）の提出が必要となります。

◆実施状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用者数	9,020人	9,276人	9,745人

2 自立支援給付

(1) 介護給付

種類	内 容	
居宅介護 (ホームヘルプ)	内 容	居宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	対 象 者	障害支援区分が区分1以上（障害のある子どもにあってはこれに相当する心身の状態）である者
	利用者負担	所得に応じて負担上限月額が設定されます。
重度訪問 介護	内 容	居宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援等を総合的に行います。
	対 象 者	障害支援区分が区分4以上であって、下記のいずれかに該当する者 ① 二肢以上に麻痺等があり、障害支援区分の認定調査項目のうち「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「支援が不要」以外と認定されている者 ② 障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等の合計点数が10点以上である者であって、適切な支援についてアセスメントやサービス利用計画の作成等された者
	利用者負担	所得に応じて負担上限月額が設定されます。
同行援護	内 容	外出時、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護や外出先での必要な援助を行います。
	対 象 者	独自の評価指標である同行援護アセスメント票の基準を満たす、視覚に障害があり、移動に著しい困難を有する者
	利用者負担	所得に応じて負担上限月額が設定されます。
行動援護	内 容	知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害のある人に対して危険を回避するため、居宅内や外出先での必要な支援を行います
	対 象 者	障害支援区分が区分3以上であって、障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等の合計点数が10点以上（障害のある子どもにあっては、これに相当する心身の状態）である者
	利用者負担	所得に応じて負担上限月額が設定されます。
重度障害者 等包括支援	内 容	ホームヘルプサービス、日中活動サービス及び短期入所等の複数のサービスを包括的に行います。
	対 象 者	障害支援区分が区分6（障害のある子どもにあっては区分6に相当する心身の状態）に該当する者のうち、意思疎通を図ることに著しい支障がある者であって、下記のいずれかに該当する者 ① 四肢に麻痺等があり、人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障害のある人 ② 四肢に麻痺等がある、最重度の知的障害のある人

重度障害者等包括支援		③障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等の合計点数が10点以上である者
	利用者負担	所得に応じて負担上限月額が設定されます。
短期入所 (ショートステイ)	内 容	家族などの介護者の理由（疾病・出産・冠婚葬祭・学校等の公的行事及び旅行等）により、施設に短期間、入所することができます。
	対 象 者	在宅の障害のある人で、障害支援区分1以上か、在宅の障害のある子どもで、障害児短期入所区分1以上の者
	利用者負担	所得に応じて負担上限月額が設定されます。
療養介護	内 容	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
	対 象 者	① 障害支援区分が区分6に該当し、気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者 ② 障害支援区分が区分5以上に該当し、以下のいずれかに該当する者 ・重症心身障害者又は進行性筋萎縮症患者 ・医療的ケアスコアが16点以上の者 ・障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等の合計点数が10点以上かつ医療的ケアスコアが8点以上の者 ・遷延性意識障害者であって、医療的ケアスコアが8点以上の者 等
	利用者負担	① 所得に応じて負担上限月額が設定されます。 ② 医療保険の医療費、入院時食事療養費の負担があります。ただし、所得に応じて軽減措置があります。
生活介護	内 容	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。
	対 象 者	障害のある人（障害支援区分が一定以上である者）
	利用者負担	所得に応じて負担上限月額が設定されます。
施設入所支援	内 容	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	対 象 者	障害のある人（原則として、障害支援区分が一定以上である者）
	利用者負担	① 所得に応じて負担上限月額が設定されます。 ② 食費、光熱水費等の利用者負担があります。ただし、所得に応じて軽減措置があります。

◆利用者数 ※各年度末の数字

サービス種別	令和2年度	令和3年度	令和4年度
居宅介護	1,730人	1,765人	1,832人
重度訪問介護	24人	30人	37人
同行援護	268人	263人	285人
行動援護	8人	3人	7人
重度障害者等包括支援	0人	0人	0人
短期入所	435人	458人	380人
療養介護	289人	301人	301人
生活介護	2,938人	2,958人	2,980人
施設入所支援	1,326人	1,317人	1,313人

(2) 訓練等給付

種 類	内 容	
自立訓練	内 容	<p>〈機能訓練・生活訓練〉 自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。</p> <p>〈宿泊型自立訓練〉 居室その他の設備を利用し、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言等を行います。</p>
	対 象 者	障害のある人
	利用者負担	所得に応じて負担上限月額が設定されます。
就労移行支援	内 容	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	対 象 者	障害のある人
	利用者負担	所得に応じて負担上限月額が設定されます。
就労継続支援	内 容	<p>一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。</p> <p>〈A型（雇用型）〉 通常の事業所に雇用されることが困難な人に対し、雇用契約に基づく就労機会の提供等を行います。</p> <p>〈B型（非雇用型）〉 就労経験のある人等に対し、就労の機会や生産活動等の場の提供等を行います。</p>
	対 象 者	障害のある人
	利用者負担	所得に応じて負担上限月額が設定されます。
就労定着支援	内 容	一般企業等への就労に向けた支援として、一定期間、当該事業所での就労の継続を図るために必要な当該事業所の事業主、障害福祉サービス事業者、医療機関その他の者との連絡調整などを行います。
	対 象 者	生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を受けて一般企業等に新たに雇用された障害のある人
	利用者負担	所得に応じて負担上限月額が設定されます。
自立生活援助	内 容	障害者支援施設や精神科病院、グループホーム等から退所して単身で生活する者又は同居家族の死亡等により単身で生活する者等が、自立した日常生活を営む上での各般の問題につき、一定期間、定期的な巡回訪問により、又は随時通報を受け、当該障害のある人からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、その他の援助を行います。
	対 象 者	障害のある人
	利用者負担	所得に応じて負担上限月額が設定されます。
共同生活援助 (グループホーム)	内 容	主として、夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ、食事の介護、その他日常生活上の援助を行います。
	対 象 者	障害のある人
	利用者負担	<p>① 所得に応じて負担上限月額が設定されます。</p> <p>② 家賃、食費、光熱水費等の利用者負担があります。</p> <p>※ただし、低所得者については、月額1万円を上限として、家賃の助成制度があります。</p>

◆利用者数 ※各年度末の数字

サービス種別	令和2年度	令和3年度	令和4年度
自立訓練（機能訓練）	8人	7人	11人
自立訓練（生活訓練）	203人	200人	198人
就労移行支援	383人	372人	360人
就労継続支援A型	1,055人	1,065人	1,159人
就労継続支援B型	2,662人	2,880人	3,180人
就労定着支援	121人	145人	143人
自立生活援助	0人	1人	0人
共同生活援助	1,441人	1,560人	1,674人

3 児童福祉法に基づく支援

種 類		内 容		
障 害 児 通 所 支 援	児童発達支援	児童発達支援センター	内 容	児童への日常生活における基本的動作の指導、集団生活への適応訓練などを行います。
			対 象 者	就学前の障害のある子ども
			窓 口	子ども総合センター 各区役所高齢者・障害者相談コーナー
		児童発達支援事業	内 容	児童への日常生活における基本的動作の指導、集団生活への適応訓練などを行います。 ※児童発達支援センターより小規模な事業所です。
			対 象 者	就学前の障害のある子ども
			窓 口	各区役所高齢者・障害者相談コーナー
	放課後等 デイサービス	内 容	授業終了後又は夏休み等の休業日に、生活向上のために必要な訓練などを行います。	
		対 象 者	就学している障害のある子ども	
		窓 口	各区役所高齢者・障害者相談コーナー	
	保育所等訪問支援	内 容	保育所等を訪問し、障害のある子どもに対して、障害のある子ども以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援などを行います。	
		対 象 者	集団生活を行う施設（保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校など）に通う障害のある子ども	
		窓 口	各区役所高齢者・障害者相談コーナー	
障害児入所支援	障害児入所施設	内 容	障害児入所施設又は指定発達支援医療機関に入所し、日常生活における指導や支援、介護及び治療などを行います。	
		対 象 者	在宅生活が困難である障害のある子ども	
		窓 口	子ども総合センター	

◆利用者数 ※各年度末の数字

サービス種別	令和2年度	令和3年度	令和4年度
児童発達支援	772人	914人	1,105人
放課後等デイサービス	2,064人	2,314人	2,690人
保育所等訪問支援	64人	49人	88人
障害児入所施設	98人	96人	91人

4 地域相談支援

障害のある人が住みなれた地域を拠点とし、本人の意向に即して充実した生活を送ることができるよう、関係機関が連携し、地域生活への移行（地域移行）や地域生活を継続（地域定着）するための支援を行います。

（1）地域移行支援

地域移行に向けた相談、同行による支援、一人暮らしの体験宿泊、障害福祉サービス事業（日中活動系）の体験利用、入居支援を行います。

【対象者】障害者支援施設入所者、精神科病院入院者、救護施設・更正施設や刑務所等の入所者

◆実施状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用者数	23人	28人	21人

（2）地域定着支援

常時の連絡体制の確保や、緊急時の支援を行います。

【対象者】居宅において単身で生活する障害のある人、同居する家族等による緊急時の支援が見込まれない障害のある人

◆実施状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用者数	39人	42人	46人

5 補装具費の支給

障害を補うために必要と認められた補装具の購入、借受け又は修理に係る費用を支給しています。

【対象者】身体障害者手帳所持者、難病患者

【補装具の種目】

- ・視覚障害：視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡
- ・聴覚障害：補聴器、人工内耳（人工内耳用音声信号処理装置の修理に限る。）
- ・肢体不自由：義肢、装具、車椅子、電動車椅子、座位保持装置、歩行器、歩行補助つえ
 児童のみ給付：座位保持椅子、起立保持具、頭部保持具、排便補助具
- ・肢体不自由と音声・言語機能障害の重複障害：重度障害者用意思伝達装置
- ・難病患者（366疾患）：上記の補装具について、申請書等により必要性を個別に判断

◆補装具費の支給状況

		令和2年度	令和3年度	令和4年度
18歳以上	購入	1,222件	1,363件	1,288件
	修理	963件	941件	959件
18歳未満	購入	316件	287件	291件
	修理	178件	211件	182件

6 地域生活支援事業

事業名		内容
相談支援	相談支援事業	障害のある人やその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供などの必要な支援を行います。
	居住サポート等事業	一般賃貸住宅への入居の支援や、入居後の地域生活を行うための支援の調整などを行います。
成年後見制度利用支援事業		成年後見制度の市長及び本人・親族申立てに関する支援及び費用助成を行います。
意思疎通支援事業		聴覚、言語機能、音声機能、視覚等の障害により、意思疎通を図ることに支障がある人に手話通訳者や要約筆記者等を派遣します。 意思疎通を図ることが困難な重度の障害のある人に対して、医療機関に入院したときに、コミュニケーション支援員を介して円滑な医療行為を受けることができるよう支援します。
日常生活用具給付等事業		在宅で生活する障害のある人に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付等を行うことにより、日常生活の便宜を図ります。
移動支援事業		余暇活動等の社会参加のための外出の際に、ガイドヘルパーを派遣し、移動の支援を行います。
地域活動支援センター		障害のある人が、社会との交流促進等を行うために利用する地域活動支援センターの運営事業者に経費を助成します。
その他事業	重度障害者大学等進学支援事業	重度訪問介護を利用している人、もしくは重度訪問介護の対象になる人に対して、自宅から大学等への移動と、学校内での活動（排せつや食事等を含む）をヘルパーが支援します。
	重度障害者等就労支援特別事業	重度障害のある人などにヘルパーを派遣し、通勤や職場などにおける支援を行います。
	訪問入浴サービス事業	移動入浴車が対象者を訪問し、週1回〔5月～10月は週2回〕まで看護師及び介護職員が入浴サービスを行います。
	福祉ホーム	現に住居を求めている障害のある人に対し、低額な料金で、居宅その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜の提供を行い、障害のある人の地域生活をサポートします。
	日中一時支援事業（日帰りショート事業）	障害者支援施設等で障害のある人（障害のある子どもを含む）の日中活動の場を確保し、家族の介護負担の軽減を図ります。
	スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	障害のある人の体力増強や交流、余暇等の充実と、障害者スポーツの普及を図るため、各種スポーツ・レクリエーション教室や障害者スポーツ大会を開催します。
	中途視覚障害者緊急生活訓練事業	①視覚障害のある人の生活の質の向上や、社会参加を促進するために、歩行訓練、コミュニケーション訓練、身辺・家事管理など日常生活上必要な訓練等を行います。 ②視覚障害の特性や援助方法などについて研修を行います。

第6節 医療・所得保障

1 医療

(1) 自立支援医療 育成医療 [子ども家庭局 子育て支援課]

身体に障害を残すおそれのある疾病にかかっている児童（18歳未満）で、確実な治療効果が期待される場合、指定する医療機関において受けた必要な治療の費用の一部を助成しています。

【対象者】 肢体不自由、視覚・聴覚・音声・言語・そしゃく機能障害、心臓・肝臓・腎臓・小腸・免疫機能又はその他の内臓の機能障害をもつ児童

【内容】 ・診察、薬剤又は治療材料の支給
・医学的処置、手術その他の治療並びに施術
・居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
・病院又は診療所への収容、看護、移送

【自己負担】 ・原則として医療費の1割負担
・世帯の所得等によって月額の上限額を設定
・入院時の食費（標準負担額相当）については原則自己負担

(2) 自立支援医療 更生医療 [障害者支援課]

身体障害のある人に対し、その障害を軽減又は除去するために、確実な治療の効果が期待できる場合、指定する医療機関において受けた必要な治療の費用の一部を助成しています。

【対象者】 身体障害者手帳の交付を受けている18歳以上の人

【内容】 ・診察、薬剤又は治療材料の支給
・医学的処置、手術その他の治療並びに施術
・居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
・病院又は診療所への収容、看護、移送

【自己負担】 ・原則として医療費の1割負担
・世帯の所得等によって月額の上限額を設定
・入院時の食費（標準負担額相当）については原則自己負担

(3) 自立支援医療 精神通院医療 [精神保健・地域移行推進課]

精神障害のため通院医療を受ける人に対して、指定する医療機関で通院医療にかかった費用の一部を助成しています。

【対象者】 通院による精神医療（精神療法や薬物療法等）を継続的に必要とする程度の精神疾患（てんかんを含む。）を有し、自立支援医療受給者証の交付を受けている方

【対象】 ・外来診療及び投薬、デイケア、訪問看護が対象
・病状が殆ど消失している場合でも軽快状態を維持し、再発を予防するために、なお精神通院医療を受ける必要がある場合は対象
・精神疾患に起因するものとは考えにくいものについては対象外

【自己負担】 ・原則として医療費の1割負担
・世帯の所得や本人の精神疾患の状態等によって月額の上限額を設定

◆自立支援医療受給者数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
育成医療	93人	74人	40人
更生医療	3,372人	3,723人	3,671人
精神通院医療	15,278人	18,633人	19,211人

(4) 重度障害者医療 【障害者支援課】

重度障害のある人の健康の保持及び福祉の増進をはかるため、保険診療による医療費の自己負担額を助成しています。

【対象者】市内に住所を有する人で、次の要件を備えた人

- ・国民健康保険又は後期高齢者医療の被保険者か、各種社会保険の被保険者若しくは被扶養者
- ・身体障害者手帳1、2級の人、療育手帳A表示の人、又は精神障害者保健福祉手帳1級の人
- ・所得制限本人＝前年所得459.6万円未満。（扶養親族が1人増えるごとに38万円などの加算）
- ・生活保護を受けていない

【助成の範囲】保険診療による自己負担額を助成。

- 【助成対象外】
- ・精神障害者保健福祉手帳1級の人の中核病床への入院医療費
(18歳に達する日以後の最初の3月31日までは無料)
 - ・入院時の食事代等(標準負担額)
 - ・保険診療以外の医療費

◆重度障害者医療受給者数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
受給者数	22,397人	22,166人	21,532人

(5) 医療的ケア児レスパイト事業 【障害者支援課】

在宅の医療的ケアが必要な子どもの看護や介護を行う家族の負担軽減を図るために、訪問看護ステーションを利用する家族に対して、その費用の一部を助成します。助成対象時間は、一人につき年間48時間まで(令和5(2023)年10月より、保育所、学校等での利用時間を年間144時間追加)

【対象者】北九州市内に住所を有する在宅の医療的ケアが必要な子ども
(ただし、18歳に達する日以降、最初の3月31日まで)

【助成の範囲】指定訪問看護ステーションが在宅の医療的ケアが必要な子どもを訪問して行う看護に係る費用

◆実施状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用者数	16人	33人	45人

2 所得の保障など

(1) 特別児童扶養手当の支給 【障害福祉企画課】

障害のある子どもの福祉の増進のため、心身に重度または中度の障害(身体、知的、精神)のある20歳未満の児童を家庭で監護している父母または父母に代わって養育している方に支給しています。ただし、所得制限などがあります。

【支給額】（令和5(2023)年4月現在、児童1人につき）

- ・ 1級（重度の障害のある児童）：月額53,700円
- ・ 2級（中度の障害のある児童）：月額35,760円

◆支給状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
支給者数	2,134人	2,247人	2,346人

（2）障害児福祉手当の支給 【障害福祉企画課】

在宅の重度障害のある子どもの福祉の一環として、重度の心身障害（身体、知的、精神）により日常生活において、常時介護を必要とする状態にある20歳未満の子どもに支給しています。ただし、障害を事由とする年金を受給している場合は除きます。また所得制限などがあります。

【支給額】月額15,220円（令和5(2023)年4月現在）

◆支給状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
支給者数	790人	827人	856人

（3）特別障害者手当の支給 【障害福祉企画課】

重度の心身の障害（身体、知的、精神）により日常生活において、常時特別の介護を必要とする在宅の20歳以上の障害のある人に支給しています。ただし、所得制限などがあります。

【支給額】月額27,980円（令和5(2023)年4月現在）

◆支給状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
支給者数	1,188人	1,185人	1,182人

（4）重度心身障害者介護見舞金の支給 【障害福祉企画課】

市内に3か月以上住所を有し、重度障害（身体、知的、精神）のある人を常時介護している方等を対象に、経済的・精神的負担の軽減を図るために介護見舞金を支給しています。ただし、特別障害者手当や障害基礎年金などを受給している方は除きます。

【支給額】月額10,550円（令和5(2023)年4月現在）

◆支給状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
支給者数	37人	34人	34人

（5）外国人重度障害者への給付金 【障害福祉企画課】

障害年金を支給されていない在日外国人の重度障害のある人（身体、知的、精神）に給付金を支給しています。ただし、所得制限などがあります。

【支給額】（令和5(2023)年4月現在）

- ・ 障害：月額36,000円
- ・ 高齢：月額10,000円

◆支給状況

		令和2年度	令和3年度	令和4年度
支給者数	障害	7人	7人	7人
	高齢	7人	6人	4人

(6) 特別障害給付金の支給 【保険年金課】

国民年金の任意加入対象となっていた学生又は厚生年金加入者等の配偶者で、任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在障害基礎年金の1、2級相当の障害のある人に支給されます。ただし、所得制限などがあります。

【支給額】（令和5(2023)年4月現在）

- ・障害基礎年金の1級相当に該当：月額53,650円
- ・障害基礎年金の2級相当に該当：月額42,920円

◆支給状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
受給権者数	92人	91人	90人

(7) 心身障害者扶養共済 【障害福祉企画課】

保護者の不安の軽減と心身障害のある人の福祉の向上を図るための年金支給の共済制度です。

【加入要件】①知的障害、②身体障害1～3級、③精神または身体に永続的な障害があり、①②の人と同程度の人の保護者（65歳未満の健康な人）

【支給要件】・保護者が死亡または重度障害の状態になったときに障害のある人に対して支給
・障害のある人が死亡した場合、加入者に対して加入期間に応じた弔慰金を支給

◆支給状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
受給者数	517人	516人	510人

第7節 社会参加、就労支援

1 社会参加の支援

(1) 障害者小規模共同作業所への支援 【障害福祉企画課】

一般企業などへの就職が困難な在宅の15歳以上の障害のある人を対象に、作業訓練や生活指導などを実施する障害者小規模共同作業所への支援を行っています。

◆実施状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
補助交付額	91,337千円	84,000千円	84,004千円

(2) 障害者福祉会館 【障害福祉企画課】

障害のある人やボランティアといった障害者福祉に関する活動を実践・参加する人々の親睦の場であるとともに、市民との交流を行いながら障害のある人の社会参加を促進するための施設です。

また、在宅の障害のある人の自立援助や生きがい高揚の場として、通所による創作活動や、社会適応訓練などの講習会等を実施しています。

① 東部障害者福祉会館

【所在地】戸畑区汐井町1-6（ウェルとばた6・7階）

【主な機能】障害者社会参加講座開催事業、会議室の貸し出しなど

【講座の内容】料理、体操、パソコンなど

② 西部障害者福祉会館

【所在地】八幡西区黒崎三丁目15-3（コムシティ5階）

【主な機能】障害者社会参加講座開催事業、点字図書館、聴覚障害者情報センター、会議室の貸し出しなど

【講座の内容】料理、体操、パソコンなど

◆障害者福祉会館の利用状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
来館者数	29,493人	31,134人	45,461人

(3) 視覚障害者生活教室 【障害福祉企画課】

視覚障害のある人を対象に社会生活に必要な知識を習得するための講座などを行っています。

【内容】健康増進教室、パソコン教室、料理、マナー講座など

【実施場所】点字図書館（八幡西区）

◆実施状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
開催回数	10回	8回	18回
参加者数	延118人	延108人	延294人

(4) 聴覚障害者等生活教室 【障害福祉企画課】

聴覚障害のある人などを対象に、社会に対する適応性を身につけるため、日常生活上必要な知識の習得や情報交換をする研修の場を設けています。

【内容】コミュニケーション方法、人間関係、職業生活、生活設計、一般教養など

【実施場所】 ウェルとばた（戸畑区）

◆実施状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
開催回数	38回	38回	38回
参加者数	延380人	延363人	延348人

（5）障害者社会参加事業 【障害福祉企画課】

障害のある人の日常生活に役立つ知識の習得や、社会参加につなげることを目的とした各種講座や、体験交流などを行える場を設けています。

【内容】料理教室、体操教室など

【実施場所】 東部障害者福祉会館（戸畑区）、西部障害者福祉会館（八幡西区）

◆実施状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
開催回数	53回	72回	70回
参加者数	延402人	延610人	延646人

（6）音声機能障害のある人への支援 【障害福祉企画課】

疾病などにより喉頭を摘出し、音声機能を失った人に発声訓練を行うとともに、指導者の養成も行っています。

【実施施設】市立医療センター（小倉北区）、東部障害者福祉会館（戸畑区）

◆音声訓練及び養成の利用状況

		令和2年度	令和3年度	令和4年度
訓練	開催回数	34回	29回	46回
	参加者数	延777人	延651人	延1,028人
養成	実施回数	0回	0回	1回
	参加者数	0人	0人	5人

※令和2年度と令和3年度の養成研修は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止となりました。

（7）手話通訳者の派遣 【障害福祉企画課】

聴覚障害のある人などの意志の疎通が円滑に行われるよう手話通訳者を派遣し、意思伝達の手段を確保しています。

【対象者】市内に居住又は勤務する聴覚障害のある人など

◆手話通訳者の利用状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用登録者数	437人	446人	392人
派遣件数	延2,517件	延2,837件	延2,733件

(8) 要約筆記者等の派遣 【障害福祉企画課】

中途失聴者や難聴者が会合に出席する際に、円滑に意思の疎通が行われるよう、要約筆記者等を派遣しています。

【派遣の種類】

- ・団体派遣：市内で開催される各種団体の会議等で要約筆記を行う
- ・個人派遣：障害のある人へノートなどを使用して要約筆記を行う

◆要約筆記者等の利用状況

		令和2年度	令和3年度	令和4年度
件数	団体派遣	延 21 件	延 20 件	延 34 件
	個人派遣	延 68 件	延 80 件	延 38 件
	計	89 件	100 件	72 件
利用登録者数		114 人	113 人	115 人

(9) 意思疎通支援者等の養成 【障害福祉企画課】

手話奉仕員・通訳者や要約筆記者、盲ろう者通訳・ガイドヘルパー、点訳・音訳ボランティア等の養成のため、講習会を開催しています。

【実施場所】 ウェルとばた（戸畑区）、東部障害者福祉会館（戸畑区）、聴覚障害者情報センター（八幡西区）、点字図書館（八幡西区）

◆各種講習会の修了者数

		令和2年度	令和3年度	令和4年度
修了者数	手話奉仕員	52 人	65 人	79 人
	手話通訳者	35 人	32 人	41 人
	要約筆記者	5 人	7 人	4 人
	盲ろう者通訳・ガイドヘルパー（隔年実施）	-	1 人	-
	点訳・音訳ボランティア	0 人	12 人	16 人

※令和2年度の点訳・音訳ボランティア養成講座は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止となりました。

(10) がん患者のアピアランスケア 【難病相談支援センター】

がん患者及びがん経験者のがん治療に伴う心理的負担を軽減するとともに、社会参加を促進し、療養生活の質の向上を図るため、がん治療に伴う外見の変化の苦痛を軽減するケア（アピアランスケア）として、医療用ウィッグや補整具などを購入する市民に対して、その購入費用の一部を助成する。

【対象者】 以下4つの要件をすべて満たす方

- ①北九州市内に住民票がある方
- ②がんと診断され、現在治療中または過去に治療を受けたことがある方
- ③県内他自治体から同様の助成を受けたことがない方
- ④過去にこの事業の助成を受けたことがない、又は、一方の区分のみ受けた方で、他方の区分を申請する方

【助成対象】

- ①医療用ウィッグ（部分用ウィッグを含む）、装着用ネット、毛付き帽子
- ②補整パッド、補整下着などの補整具等

【助成額】

- ① 医療用ウィッグ等の購入額の半額又は2万円のいずれか低い額
- ② 補整具等の購入額の半額又は1万円のいずれか低い額

◆助成状況

	令和3年度	令和4年度
助成件数	280件	537件

2 スポーツ・文化活動等の推進〔障害福祉企画課〕

（1）障害者スポーツセンター アレアス

スポーツを通じた障害のある人の健康の維持、体力の向上などを目的とした施設で、プールやスタジオを利用した障害のある人のスポーツ教室などを実施するとともに、一般市民への開放も行っています。

【所在地】小倉北区三郎丸三丁目4-1

【開館時間】9:00~21:00

※障害のある人の専用日時：毎週木曜日 12:00~21:00、毎週土・日曜日 9:00~12:00(プール、トレーニング室、スタジオ1、卓球室)

◆障害者スポーツセンターの利用状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
体育館	4,250人	8,965人	7,745人
プール	19,483人	13,542人	14,716人
トレーニング室	12,514人	13,240人	18,802人
スタジオ	8,120人	8,923人	9,038人
その他	18,999人	10,304人	29,026人
合計	63,366人	54,974人	79,327人

※記人数は介助者を含む

（2）全国障害者スポーツ大会への北九州市選手団の派遣

障害のある人がスポーツを通して、機能の回復と体力の維持・増進を図り、自らの障害を克服してたくましく生きていく能力を育てるとともに、国民の障害のある人に対する理解を深めることを目的とした「全国障害者スポーツ大会」に出場する北九州市選手団を派遣しています。

その他、障害のある人の自立更生、社会参加を促進することを目的とした各種障害者スポーツ大会への北九州市選手団の派遣や本市で開催される大会に対して支援をしています。

◆実施状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
派遣選手数	中止	中止	23名

(3) 北九州市障害者スポーツ大会

障害のある人が競技を通してスポーツの楽しさを体験するとともに、市民の障害に対する理解を深めること等を目的として「北九州市障害者スポーツ大会」を開催しています。この大会は、毎年国体開催県で開催される「全国障害者スポーツ大会」の予選も兼ねています。

◆実施状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
参加者数	中止	中止	155名

※令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により中止

(4) 北九州市障害者芸術祭の開催

障害のある人の芸術・文化活動への参加を通じて、障害のある人の生きがいや自信を創出し、社会参加と自立を促進するとともに、市民に対する障害のある人への理解と啓発を目的として、平成20(2008)年度から開催しています。

◆内容(令和4(2022)年度)

【作品展】

- ・期日：令和4(2022)年12月6日(火)～12月11日(日)
- ・会場：北九州市立美術館本館 アネックス市民ギャラリー
- ・出展数：225点

【ステージイベント】

- ・期日：令和4(2022)年11月20日(日)
- ・会場：ウェルとばた大ホール
- ・来場者：1,300人

※ステージイベントは平成26年度から人権推進センターが実施する「ふれあいフェスタ」と合同開催

◆実施状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
作品出展数	203点	260点	225点
来場者数	中止	1,300人	1,300人

(5) 北九州チャンピオンズカップ国際車いすバスケットボール大会の開催

本市におけるバリアフリーの取組みが評価され、平成14(2002)年8月にアジアで初めて開催された「2002年世界車椅子バスケットボール選手権大会・北九州(北九州ゴールドカップ)」を記念するとともに「市民による手づくりの大会」のコンセプトのもと、北九州市が「バリアのないまちづくり」を進めるための象徴として、平成15(2003)年度から毎年秋に「北九州チャンピオンズカップ国際車いすバスケットボール大会」を開催しています。

◆実施内容(令和4(2022)年度)

- ・期日：令和4(2022)年12月16日(金)～12月17日(土)
- ・会場：北九州市立総合体育館(八幡東区八王寺町4-1)

※「国際車いすバスケットボール大会」は、大韓民国、日本の2チームが参加。

「全日本ブロック選抜車いすバスケットボール大会」は7ブロックが参加。

「北九州市小学生車いすバスケットボール大会」は4校7チームが参加。

(6) 北九州市長杯小学生ふうせんバレーボール大会の開催

障害の有無、種類、程度に関わらず、誰もが対等に参加でき、すべての人が一緒に競技することのできる北九州市発祥のスポーツ「ふうせんバレーボール」を通じて、未来の社会を担う子どもたちの障害に対する理解を深め、支え合いの精神を養うことを目的として、平成20(2008)年度から毎年、市内の小学生で構成されたチームによる「小学生ふうせんバレーボール大会」を開催しています。

◆実施内容（令和4(2022)年度）

27チーム 190名の小学生が参加。

3 外出支援

(1) 重度障害者タクシー乗車運賃の助成 【障害者支援課】

在宅の重度心身障害のある人が外出する際に利用するタクシーの乗車運賃の一部を助成することにより、社会参加を促進しています。

【対象者】

市民税非課税世帯で市内に住所があり、以下に該当する人。ただし、施設に入所している人は除きます。

- ・視覚障害、肢体不自由の下肢・体幹・移動機能障害及び内部障害で身体障害者手帳が1、2級の人
- ・療育手帳Aの人
- ・精神障害者保健福祉手帳1級の人

◆実施状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用実績	4,736人	4,702人	4,658人

(2) 精神障害者就労支援施設等通所者交通費助成 【精神保健・地域移行推進課】

就労支援施設等へ通所する精神障害のある人に対し、通所に係る交通費の一部を助成します。

【対象者】

障害福祉サービス事業所、小規模共同作業所、地域活動支援センター、社会適応訓練事業所等へ通所する精神障害のある人（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人又はそれに相当する人）。ただし、身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けている人は除きます。

【助成内容】

通所のために公共交通機関（精神障害者保健福祉手帳の所持により割引を受けられる公共交通機関は除く）を利用する場合、その運賃の半額（1人当たり月額5,000円を上限）を助成します。

◆実施状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
助成件数	164件	148件	146件

(3) 障害者自動車運転免許取得助成事業 【障害者支援課】

障害のある人の就労などを促進するため、第一種普通自動車運転免許取得に必要な講習等に要する経費の一部を10万円を限度に助成しています。なお、教習開始前に申請が必要となります。

【対象者】

市内に居住し、身体障害者手帳（1～4級）、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている満18歳以上の人

◆実施状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用実績	31人	44人	33人

（4）身体障害者用自動車改造費助成事業 【障害者支援課】

重度の身体障害のある人の就労を促進するため自動車のハンドル、アクセル、ブレーキなどを改造するための費用を、10万円を限度に助成しています。なお、改造前に申請が必要となります。

【対象者】

市内に居住する身体障害者手帳1級又は2級の上肢、下肢又は体幹機能障害があり、就労のために自分で自動車を所有し、運転する満18歳以上の人（所得制限あり）

◆実施状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用実績	23人	12人	4人

（5）リフトバスの運行 【障害福祉企画課】

障害のある人のグループが、市内で行われる研修やレクリエーションなどに参加する場合に利用できるリフト付きのバスを運行しています。市外で実施されるものは、日帰りの利用で、利用時間が原則として8時間以内の場合と、1日の運行距離が470km未満の場合に限ります。（利用の目的及び内容によっては、宿泊を要する利用も可。）

【対象者】市内に居住する障害のある人のグループ（おおむね10人以上）

【費用】リフトバスの運行に要する有料道路の通行料及び駐車場の使用料などは利用者の負担

◆リフトバスの利用状況

		令和2年度	令和3年度	令和4年度
運行件数	市内	18件	14件	26件
	市外	13件	22件	56件
	計	31件	36件	82件
延利用者数		585人	746人	1,664人

4 雇用・就業機会の確保と拡大

（1）障害者雇用促進法 【障害福祉企画課】

障害者基本法では、その基本的理念として、「すべての障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられる」と規定しており、障害のある人の雇用・就業の場を確保することが重要な課題となっています。

障害のある人の雇用については「障害者の雇用の促進等に関する法律（以下障害者雇用促進法）」に基づき、国や地方公共団体を含むすべての事業主に対して一定割合以上（法定雇用率）の障害のある人の雇用が義務付けられています。

【法定雇用率】

区 分	法定雇用率
	令和3年3月1日～
国・地方公共団体等	2.6%
都道府県教育委員会等	2.5%
特殊法人	2.6%
民間企業	2.3%

(2) 北九州障害者しごとサポートセンター 【障害福祉企画課】

国と県で設置している「北九州障害者就業・生活支援センター」に加え、市独自で「北九州市障害者就労支援センター」を設置し、2つのセンターが同じ場所で一体的に活動しています。

【事業内容】

- ・就業及び就業に伴う生活面に関する指導・助言 ・職場開拓
- ・職業訓練や職場実習のコーディネート ・雇用のマッチング支援
- ・職場定着支援 ・障害者福祉施設等における就労支援活動への支援

【設置場所】 ウェルとばた2階

◆北九州障害者しごとサポートセンターの事業実績

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
新規相談者数	265人	286人	271人
新規登録者数	178人	165人	204人
登録者数（累計）	1,645人	1,594人	1,658人
相談支援件数	11,752件	13,796件	10,998件
就職件数	95件	97件	82件

※就職件数は市内のみを対象とした数

(3) 本城リサイクル工房 【障害者支援課】

作業能力はあるものの対人関係や健康管理などの理由によって一般企業での就労が困難な障害のある人を雇用し、社会的自立を促進するため、かん・びん・ペットボトル・トレーの選別業務を行っています。

◆本城リサイクル工房の事業実績

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
年間延べ利用者数	6,832人	6,939人	6,638人

(4) 第3セクター方式の障害者雇用企業 【障害福祉企画課】

市内には、働く意志と能力がありながら就職することが困難な障害のある人に対し働きやすい職場を提供している第3セクター方式の企業があります。

① サンアクアTOTO（株）

【所在地】 小倉南区舞ヶ丘一丁目2-1

【共同出資】 TOTO（株）・北九州市・福岡県

【設立】平成5(1993)年2月(平成6(1994)年7月操業開始)

【業務内容】水洗金具及び給排水配管等の製品・部品の加工、組立、印刷物の版下制作

【従業員数】145人(うち障害者数93人) ※令和5(2023)年4月1日現在

② (株) サンアンドホープ

【所在地】門司区大字猿喰 1157-2

【共同出資】(株) ニチリウ永瀬・北九州市・福岡県他

【設立】平成9(1997)年6月(平成13(2001)年11月操業開始)

【業務内容】家庭用園芸肥料製造・販売、家庭用園芸用土・園芸資材販売

【従業員数】57人(うち障害者数25人) ※令和5(2023)年4月1日現在